

東かがわ市告示第60号

東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱（平成31年東かがわ市告示第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 移住支援事業 <u>国の地域未来交付金（地域未来促進型（移住・企業・就業事業））</u>（以下「交付金」という。）を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属先企業等が、<u>国の地域未来交付金（デジタル実装型）</u>又はその前歴事業その他の国や県の補助金等を活用した取組を行う場合、その取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。</p> <p>5～8 略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 移住支援事業 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業、就業型））</u>（以下「交付金」という。）を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の「テレワークに関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属先企業等が、<u>国のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））</u>又はその前歴事業その他の国や県の補助金等を活用した取組を行う場合、その取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。</p> <p>5～8 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。